

# 令和8年4月1日から 都市計画に関する手数料を 改定します。

沼津市では、近年の社会情勢を踏まえ、受益者負担の適正化の観点から沼津市手数料条例を改正し、令和8年4月1日から、都市計画に関する手数料を改定します。

ご理解賜りますようお願い申し上げます。

## 都市計画に関する手数料改定の一例

(詳細は裏面「沼津市手数料条例改正表(都市計画関係)」をご参照ください)

### 都市計画法第29条手数料

<例①>

開発面積：1,500㎡  
用途：工場(自己用)

改定前  
30,000円



改定後  
30,400円

<例②>

開発面積：2,300㎡  
用途：宅地分譲

改定前  
130,000円



改定後  
130,300円

### 都市計画法第43条手数料

<例③>

敷地面積：1,200㎡  
用途：自己専用住宅

改定前  
18,000円



改定後  
17,900円

【沼津市手数料条例改正表（都市計画関係）】

優良宅地造成認定申請			改正前①	改正後②	差②-①	備考	
造成宅地の面積	0.1ha未満		86,000	86,000	0		
	0.1～0.3ha未満		130,000	130,000	0		
	0.3～0.6ha未満		190,000	190,100	100		
	0.6～1.0ha未満		260,000	260,300	300		
	1.0～3.0ha未満		390,000	390,200	200		
	3.0～6.0ha未満		510,000	510,200	200		
	6.0～10.0ha未満		660,000	660,100	100		
	10.0ha以上		870,000	870,000	0		
優良住宅新築認定申請			改正前①	改正後②	差②-①	備考	
宅地面積1,000㎡以上 新築住宅の床面積	100㎡以内		6,200	6,200	0		
	100㎡を超え500㎡以内		8,600	8,600	0		
	500㎡を超え2,000㎡以内		13,000	13,100	100		
	2,000㎡を超え10,000㎡以内		35,000	35,100	100		
	10,000㎡を超え50,000㎡以内		43,000	43,100	100		
	50,000㎡を超える		58,000	57,500	-500		
	宅地面積1,000㎡未満 新築住宅の床面積	100㎡以内		6,200	6,200	0	
100㎡を超え500㎡以内		8,600	8,600	0			
500㎡を超え2,000㎡以内		13,000	13,000	0			
2,000㎡を超え10,000㎡以内		35,000	35,200	200			
10,000㎡を超える		43,000	43,200	200			
都市計画法関係手数料			改正前①	改正後②	差②-①	備考	
第29条 開発許可申請	ア 自己の居住用	0.1ha未満	8,600	8,600	0		
		0.1～0.3ha未満	22,000	22,200	200		
		0.3～0.6ha未満	43,000	43,300	300		
		0.6～1.0ha未満	86,000	86,100	100		
		1.0～3.0ha未満	130,000	130,100	100		
		3.0～6.0ha未満	170,000	169,900	-100		
		6.0～10.0ha未満	220,000	220,000	0		
		10.0ha以上	300,000	300,500	500		
	イ 自己の業務用	0.1ha未満	13,000	13,000	0		
		0.1～0.3ha未満	30,000	30,400	400		
		0.3～0.6ha未満	65,000	64,600	-400		
		0.6～1.0ha未満	120,000	119,600	-400		
		1.0～3.0ha未満	200,000	200,000	0		
		3.0～6.0ha未満	270,000	270,100	100		
		6.0～10.0ha未満	340,000	339,700	-300		
		10.0ha以上	480,000	480,300	300		
	ウ 非自己用	0.1ha未満	86,000	86,100	100		
		0.1～0.3ha未満	130,000	130,300	300		
		0.3～0.6ha未満	190,000	190,300	300		
		0.6～1.0ha未満	260,000	260,400	400		
		1.0～3.0ha未満	390,000	390,400	400		
		3.0～6.0ha未満	510,000	510,000	0		
		6.0～10.0ha未満	660,000	660,100	100		
		10.0ha以上	870,000	869,800	-200		
	第35条の2 変更許可申請	設計の変更		1/10	1/10	-	
		区域の編入		上記ア～ウ	上記ア～ウ	-	
		その他変更		10,000	10,300	300	
	第41条第2項ただし書			46,000	46,100	100	
第42条第1項ただし書			26,000	25,800	-200		
第43条市街化調整区域の土地 における建築許可申請	0.1ha未満		6,900	6,900	0		
	0.1～0.3ha未満		18,000	17,900	-100		
	0.3～0.6ha未満		39,000	38,900	-100		
	0.6～1.0ha未満		69,000	69,300	300		
	1.0以上		97,000	96,800	-200		
第45条地位の承継	自己用 1ha未満		1,700	1,600	-100		
	自己用 1ha以上		2,700	2,700	0		
	非自己用		17,000	17,000	0		
開発登録簿			470	470	0		